

淀川水系流域委員会 第29回委員会

議事録 (確定版)

日 時：平成16年5月8日(土) 16:00～19:00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」第1展示場

庶務(富士総合研究所 中島)

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第29回委員会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しております富士総合研究所が務めさせていただきます。私、都市・地域研究室の中島と申します。よろしくお願いいたします。

なお、この4月より委員会庶務を富士総合研究所が担当させていただいております。いまだ不慣れな点も多く、委員会のご案内等で委員の皆様を初め、関係者の皆様にご迷惑をおかけした点があったかと思いますが、この場を借りましてお詫びさせていただきます。今後、当委員会の活発かつ円滑な活動のために庶務として努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に幾つかご報告、ご確認、お願いをさせていただきます。

まず、この4月に河川管理者に何名か異動がございましたので、国土交通省、水資源機構関係者につきましてご紹介させていただきます。

まず、近畿地方整備局河川部河川調査官兒玉様でございます。続きまして、琵琶湖河川事務所長河村様でございます。水資源機構川上ダム建設所長恒吉様でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。封筒の中に資料を入れてございますが、黄色の「発言にあたってのお願い」、その次、議事次第とありまして、その次に、配布資料リストというのがございます。時間の関係もございますので、1つずつ確認はさせていただきますませんが、その配布資料リストにございますように、資料1、前回委員会以降の状況報告から始まりまして、資料7、今後のスケジュールと、資料1から資料7を準備させていただいております。そのほかに、参考資料ということで、委員及び一般からのご意見という資料をつけさせていただいております。ちなみに参考資料1でございますが、委員及び一般からのご意見ということで、委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘はございませんでしたが、一般から流域委員会へのご意見、ご指摘につきましては、前回の委員会まで433件のご意見を掲載いたしております。それ以降13件のご意見が寄せられております。参考資料1にあります434番から446番の13件でございます。内容につきましては、ご覧いただければと思います。

委員及び河川管理者のお席の方には、河川管理者様から提供いただいた資料、丹生ダムかわら版の4という資料、天ヶ瀬ダム(1)ニュースという資料、木津川上流対話集会ニュースという資料を置かせていただいております。また、委員の皆様のお席には、1人1冊淀川水系流域委員会の意見書の冊子を置かせていただいております。また、ご参考までにということで、おおよそテーブルに1セットずつでございますが、基礎原案の資料、流域委員会の提言の資料、提言別冊の資料、頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方というクリームの冊子、提言から意見書提出までにいただいたご意見と流域委員会の考え方という冊子を置かせていただいております。これらの資料につきましては、一般傍聴者の方用に、入り口のところに閲覧用の資料を置かせていただいておりますので、休憩時間等にごらんいただければと思います。

続きまして、発言に当たってのお願い等でございます。本日は、一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定でございます。その際には、黄色の「発言にあたってのお願い」というペーパーをご一読いただければと思います。また、委員の方々の審議中は一般傍聴の方々のご発言

はご遠慮いただければと思います。ご協力をお願いいたします。

会議終了後に議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通して、お名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合には、審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただければと思います。

本日3時間の予定でございます。19時には終了とさせていただきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思っております。芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは、ただいまから審議を始めたいと思っております。この委員会も前回は2月26日ございましたので、大分日がたっております。この間、物足りないなと思われていた委員もいらっしゃると思いますが、国土交通省においては、我々が意見書を提出した後、関係者の意見を聞きながら基礎原案を基礎案につくるべく努力して来られたわけで、今日は基礎案が提出されているわけでございます。それについての説明を受けて、質疑応答、意見交換を行うのが本日の主な議題でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めたいと思っております。まず資料1の状況報告について庶務の方からお願いします。

庶務(富士総合研究所 鈴木)

[省略: 資料1の説明]

簡単ではございますが以上が前回以降の状況でございます。

芦田委員長

何かご質問はございませんでしょうか。なければ次に移りたいと思っております。

次は、河川整備計画素案の説明でございます。この整備計画基礎案というものは、整備計画案に非常に近いものだと思っております。今から国土交通省の方から四、五十分で説明をお願いしたいと思います。その後、皆さまのご質問、ご意見をお伺いします。よろしくお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

河川調査官の児玉でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは私の方から基礎案についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料としては、資料2-2を用いてご説明をしたいと思います。資料2-1は、新しい基礎案を書き下したものでありますが、資料2-2は、比較表という形になっております。主だった変更点を中心に説明をさせていただければと思います。

資料2-2の表紙を1枚めくっていただきますと、ここにはこの基礎案の位置づけについて記しております。基礎原案を出しましてから基礎原案に至るまでも説明資料、あるいは説明資料第1稿、第2稿というものがございましたが、基礎原案を出してから、流域委員会からは意見書という形でご意見をいただきました。住民の方々、それから自治体の方々からも意見をいただきました。その意見を踏まえて、今回基礎案を策定しております。今後でございますが、そのほかの地域開発等の計画も受けて、基本方針の策定後に法令に基づく手続を行いまして、河川整備計画の策定に至りま

す。この基礎案そのものが変更になる場合には、もう一度流域委員会、住民自治体の方々に意見を聞くことにしております。

それでは個別の内容に移ります。全体の変更、修正箇所というものは、細かいものまで入れますと100カ所前後でございます。今日ご説明できるのは、そのうちの70カ所前後であります。40分程度でございますので、どんどんとご説明を進めさせていただきます。

まず1ページ目でございます。「はじめに」のところをかなり加筆しております。これは、整備計画のこの基礎案を策定するまでの過程というのを記載しております。この策定の過程というのが大変重要であるということから、どのようなことを経たかということをお記させていただきました。

ページをめくっていただきまして5ページでございます。上から3分の1ぐらいのところ、1行あいたところがございしますが、そこから下、左と見比べていただきますと、大分文章が変わっておりますが、これは記載の順番を変更しております。生活、文化、景観に関するものを一番最後に持ってきた関係で、大分変わっているように見えますが、中身としてはほとんど変わっておりません。

6ページでございます。一番下の中段よりも下に加筆がされております。これは景観に関する事項が追加をされております。自治体からの意見を受けて、景観に関しましては、条例等に基づいて努力をしているということ、これについて記載をしております。もともと5章にございましたが、それを拡充してここに移動をいたしました。

ページをめくって8ページでございます。3章の基本的な考え方に入っておりますが、8ページの6)のところに住民参加に関するポイントということで、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くというキーワードをここに追加をさせていただいております。数行下でございます。これは、流域委員会、自治体からの意見を踏まえて追加をしたところでございます。委員会からも従前に計画されていた事業が中断あるいは変更され、不利益が生じる場合には、地域振興等に積極的に取り組まなければならないといった意見や、自治体から見直しに当たっては既存の計画やその計画に協力を求める過程で地域社会に対して既に生じている行政責任を十分踏まえて見直しを行うことといった意見をいただいております。これを踏まえまして、「なお」以下、見直しを行う場合にはこれまでの経緯に十分配慮するというのを追加させていただいております。

ページをめくりまして、10ページでございます。ここには変更ということでは書かれておりません。4.1.1にある対象範囲でございます。3行目のところに、ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても言及するという記述がございます。これは、文言としては変わっておりませんが、これに対して、意見書の中では、言及するだけでなく、関係省庁、自治体等に積極的に働きかけるなどして、淀川流域全域に適用するようというご意見をいただいております。これに関しましては、同じページの一番下でございます。特に指定区間の河川整備計画について、どういうスタンスで私どもが臨んでいくかということ、これは今までも記述をさせていただいておりますが、ここで積極的に取り組んでいきたいというように考えております。

4.1.3でございます。この中のキーワードとして、住民団体という言葉がございます。これに関しましては、この計画全編にわたりまして、いろいろなところで言葉が出てきておりますが、住民・住民団体という言葉に統一をしております。表現が若干揺れておりましたので、統一をさせていただいております。

それから、4.1.3の真ん中付近でございますが、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、学識者と連携するというフレーズが追加されております。これに関しては、意見書の中で、この学識者と連携ということについて、数カ所ご指摘がございました。

さらに、10ページの一番下でございます。先ほど触れたところでございますが、ここは、自治体からの意見を受けまして、少し表現が変わっております。国の方で定めます計画とその他の河川管理者が定める計画との間ではどちらが上位ということでもございませんので、ここは相互に整合が図られるという表現に改めさせていただいております。

ページを少しめくっていただきまして、17ページでございます。4.2の下の方であります。意見書の中で河川環境につきまして、河川環境を広域的、総合的に把握し、分析し、還元する組織といった指摘がございました。これを踏まえまして、河川環境の情報を一元化し、その結果を公表するというを追加させていただいております。

同じページの4.2.1の河川横断工作物でございますが、下線がございまして、河川横断工作物の撤去という言葉が、堰・落差工の撤去というのが入っております。これも、意見書の中で、堰・落差工の中で改良を検討するときには、撤去の可能性をまず検討すべきであるというご意見を踏まえての修正であります。

18ページでございます。下線がついた部分、琵琶湖の急速な水位低下を抑制することの一手法として、新たな施設による容量確保でございますが、これは5章の方には、これに相当することを記載してはいたしましたが、4章の方に記載していなかったということで、平仄を整えるという意味で追加をさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、19ページでございます。4.2.6生態系のところでございます。これは修正が入っておりませんが、この部分に関して、意見書の中では目標がいつどのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていないというご指摘がございました。これに関しましては、これまでのやりとりの中で、年限を区切って具体的な目標設定を記載することは困難であるということをお話の方からお話をし、それは理解できるというようなお話があったかと思っております。したがって、ここでは表現としては従前のものとなっております。

次に、20ページでございます。4.2.8の工事の施工のときの配慮事項でございます。やや細かなところでございますが、自治体からの意見を踏まえまして、工事の実施時期のみならず、工事を実施する際に、そのエリア全域を一遍にやるのではなく、少しずつやるというような施工の範囲、ロットの大きさというものを考慮すべきであるという意見を受けての修正でございます。

21ページでございます。5.2の河川環境(1)のところでございますが、意見書の中で、モニタリング及び事後調査の方法などを明らかにすべきであるという指摘を受けて、実施方法、分析・評価結果を公表し、ということを追加しております。

次に、同じページの(2)河川環境の保全・再生の指標のところでございます。ここは、文言としては変わっておりませんが、意見書の中では、この良好な自然が残されている地域や河川環境と環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うべきである、あるいは良好な自然が残されている地域の自然を破壊してまで行うべきではないというようなご意見がございました。これについては、まず指標の設定から私どもは行う必要があるというようなこと、それから、具体的な事業を推進するときは、この整備計画の中にきっちりと位置づけをしてから行うという考え方を持っております。

したがいまして、ここの表現としてはこのままにさせていただいております。

同じページのすぐ下の (5)でございます。意見書の中で、河川環境に関する専門家を国土交通省として採用、育成すべきであるとの意見を受けて、ここでは、研修の充実等を図るということを追加させていただいております。

22ページでございます。22ページのところも、変更がされておりませんが、意見書の中で猪名川の神田地区について検討対象とする必要があるという意見をいただいております。これにつきましては、猪名川の方の環境委員会の検討の結果を待って判断するというところでここでは未記載とさせていただいております。

同じページの (1)の(1)の の木津川の下津屋地区でございます。これは、新たに追加がされたところでございます。堤防補強の調査の結果、堤防補強が必要であるということが判明した区間でございまして、今回それに合わせて河川形状の修復をするということでここに追加がされております。

23ページでございます。(2)の5)でございます。指定区間の堰等の構造物についての部分であります。これは意見書の中で既設魚道について大臣管理区間か否かにかかわらず、改築などの改善を指導することというご指摘を踏まえて、指定区間の構造物についても、これは私どもが直接実施をするわけではございませんが、調整をするということを明記させていただきました。

(3)の でございます。意見書の中で内湖や水田等の連続性を確保することについて指摘がございました。これを踏まえまして、水路、水田等との陸域との連続性という記述に変更いたしております。

25ページでございます。ここは、具体的に修正が施されておりませんが、5.2.4の(1)の中に2つ目のパラグラフのところ、統合的な流域水質管理システムという言葉がございます。これに関連しまして、さらに進めて、統合的な河川環境の管理システムの構築を目指すべきであるということ意見を意見書の中でいただいております。ここについては、これまでのやりとりの中でもございましたが、直ちに河川環境の統合的な管理システムというのは、目指すということは困難であるということ、まずは指標の設定からという議論をこれまでさせていただいたところがございます。したがいまして、ここは記述としてはこのままになっております。

ページをめくっていただきまして、26ページでございます。(2)の琵琶湖の水質保全対策の3)でございます。意見書の中で、琵琶湖の湖棚のところには有機性堆積物が増加し、琵琶湖の生態系に影響を及ぼしているというご指摘をいただいております。これは、まだはっきりよくわかったものではないというお話もございました。したがいまして、まずはこれについて調査をするということで、ここに追加をさせていただいております。

27ページでございます。真ん中付近、7)ダム湖の底質モニタリングでございますが、これは具体的なダム名が抜けておりましたので追加させていただきました。

さらに8)として、これは既に運用をしておりますもので、記載が漏れていたものでございます。副ダム、ダムの上流側に小さなダムを、砂がたまる程度の小さなダムをつくってこれによりまして、水質保全にも効果を果たすというものを運用しております。これについて継続して活用するというものを追加しております。

同じページの27ページの5.2.5の土砂のところでございます。総合土砂管理方策に関しまして、意見の中で他省庁、自治体との連携というのを十分図るべきであると、あるいはすべてのダム、

堰、砂防ダムを対象に行うべきであるといった意見を踏まえまして、関係機関と連携して検討するというを追加させていただいております。

28ページでございます。5.2.6の(1)の下の方でございますが、イタセンパラ、ナカセコカワニナについて、意見書の中での指摘を踏まえて追加をしております。

ページをめくっていただきまして、30ページでございます。5.2.7につきましては、自治体の方から、自治体と連携した景観の対策を行っていくべきであるという意見を踏まえまして、条例、法律に基づいて行っている関係自治体と連携するというを追加させていただいております。

5.2.8の工事の施工のところでございます。少し細かなことでございますが、魚類等の産卵期に配慮するという記述でございましたが、産卵期のみならず、生育期という特に稚魚の間の生育期というのも大変重要であるというご指摘が自治体の方からございました。これを踏まえて生育期ということも追加をさせていただいております。

次に、治水・防災のところに参ります。全体の3分の1強ぐらいが終わったところでございます。

それでは、治水・防災のところに参りますが、ページをめくっていただきまして、35ページでございます。4.3.1の(1)の上になりますが、意見書の中で治水防災のところに自然環境についての記述が欠落しているという大変重要な指摘をいただいております。これを踏まえまして、ここに整備に際しては河川環境の保全・再生の観点を踏まえて行うということを明記させていただきました。

同じページの(1)の1)の自分で守る、のところの下の方でございますが、災害弱者にも配慮するということが追加されております。これは、災害弱者の方たちというのは、自分で守るといっても自分だけでは守ることができず、自分たちで守るとというのが本当であるという意見がございました。ここは、自分で守るという表現は、そのままにさせていただきましたが、そのご意見の趣旨を踏まえて、災害弱者にも配慮するという視点を追加させていただいております。

36ページでございます。36ページの真ん中付近、4)堤防強化対策のところでございますが、洪水に地域で、従前は表現が受けとめる対策ということでございましたが、これは受けとめるというよりは、取り組むと表現した方がより洪水に対して適切なスタンスであろうということで、これは表現上の問題ではありますが修正をさせていただいております。

37ページでございます。緊急堤防補強区間の選定の2)の瀬田川、宇治川についての部分であります。意見書の中で、浸透破堤を考慮する区間という表現に関しては、これは不適切であるということで、修正をさせていただきました。

すぐ下の(2)の浸水被害の軽減のところでございますが、1)狭窄部上流の浸水被害の解消を軽減というふうに直しております。意見書の中で、浸水被害については、実現できるのは軽減でしかないという指摘をいただいております。これを踏まえまして、この部分だけではなく、そのほか多数ここは修正をさせていただいております。

38ページでございます。ページのはざまになっておりますが、土砂対策のところ、(4)土砂対策のところにつきましては、意見書の中で、洪水時に大量の土砂が河川に流入して被害を増大させることがあるということの指摘がございました。これを踏まえまして、また文意が若干不明確なところもございましたので、修正をさせていただいております。

39ページでございます。真ん中付近、1)の、住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集

というようにございます。住民から情報を収集するという双方向のシステムが必要であるという意見書の意見を踏まえて、すぐその下でございますが、河川情報や浸水情報を住民やマスメディアから収集するという点を追加しております。

40ページの真ん中付近よりも下でございます。2)みんなで守るのが追加になっております。意見書の中で、数百人、あるいはそれ以上の集団の住民を対象とした対応が必要であるとか、あるいは水防団と住民との連携策が必要であること、自主防災組織のような住民側の活動が必要であるといった指摘を踏まえて、ここは を追加しております。

41ページでございます。真ん中付近よりも少し上でございますが、 の非常用資器材の備蓄の2つ目の丸でございます。桜つつみモデル事業の表現でございますが、これは、意見書の中で指摘がございました。資材の備蓄が主目的であるということを明確にしました。

同じページの下半分ぐらいのところ、3)地域で守るの 、土地利用の規制・誘導の中に、氾濫特性等を踏まえたという文言が入っております。意見書の中で、道路や鉄道のような連続構造物を二線堤、あるいは輪中堤として利用するという点の指摘がございました。これを踏まえて追加をさせていただきます。

42ページ、ページのはざまでございますが、 の2つ目の丸の貯留機能の強化の中に、各家庭における雨水マス設置等についてという記述が追加されております。これは、意見書の中での指摘を受けての追加でございます。

42ページの4)堤防強化対策の高規格堤防のところにつきましては、左と見比べていただきますと、各地区の前に高規格堤防に関しての事業に関する私どものスタンスを明確にするために、前にこのスタンスを持ってきております。自治体からの意見を踏まえての修正でございます。

43ページの (2)の浸水被害の軽減のところに追加の記載がなされております。意見書の中で、琵琶湖の浸水被害に関しまして琵琶湖沿岸での対応が欠落している、4章には記載があったが5章の方にはないのではないのかという指摘を踏まえての追加でございます。それから、(2)の少し下、1)の の木津川上流のところの上野遊水地の部分でございます。越流堤の構造について詳細な検討を行うという部分でございますが、これは、意見書の中で、越流堤高あるいは越流堤長について検討すべきであるという意見を踏まえてのものです。

ページをめくっていただきまして、45ページでございます。5.3.2の (2)陸閘操作に関してですが、意見書で、閉鎖時期及び閉鎖解除時期についても改善をすべきであるとの意見を踏まえまして修正をしております。追加をしております。

すぐ下の緊急用河川敷道路についても、意見書において、看板等を設置して一般の方がわかるようにすべきであるとの意見を踏まえてのものでございます。

少しページをめくっていただきまして、48ページ。利水でございます。1)水需要の抑制のところでございますが、意見書において水需要の抑制を行う理由というのを明記すべきであるということで、ここに河川の豊かな流れを回復すること、あるいは琵琶湖の水位低下を抑制するというようなことを目的としているということを明記しました。

さらに、2)水需要の精査確認のところでございますが、ここの中に、キーワードとして水需要予測というキーワードと、早急にというキーワードが入っております。ともに意見書の中で水需要予測について全く触れられていないのはどういうことだというご意見。また、精査確認の時期につい

て、水利権の更新時期というのではなく、もっと早急に行うべきあるとの意見を踏まえての変更でございます。

すぐ下の3)の農業用水の水利権見直しの部分であります。自治体から、地域の水環境に配慮すべきであるとの意見を踏まえまして、ここは追加をしております。同じページの(2)の一番下でございますが、湧水調整方法の見直しという部分でございます。委員会から節水対策が反映されるような湧水調整方式を検討すべきという意見をいただいております。また、この投資という部分に関して、自治体からも意見がございました。これを踏まえまして、ここは、安定供給確保への努力や日ごろからの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方というように修正をさせていただいております。

49ページのところでございますが、(1)の水需要の精査確認の部分は先ほど申し上げたことでございます。農業用水の水利権の数でございますが、116件、うち慣行が49件であったものが48件ということで1件法定化、これは関係者の皆様方の努力をいただきまして、ご協力をいただきまして1件法定化を進めることができました。

すぐ下の(2)の用途間転用のところでございます。これは下線が引かれておりませんのでわかりにくいのでございますが、用途間転用の例示として、従前、大阪臨海工業用水道、それから大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道の3つが例示として挙げさせていただいております。このうち、大阪臨海工業用水道につきましては、この3月末に解散しております。例示としてはここでは落とさせていただいております。

すぐ下の2)の農業用水の水利権見直しの部分でございますが、自治体から、あるいは意見書の中でも河川と水路双方の構造的検討について、従来の枠組みを超えた連携を求めるといった意見をいただいております。それを踏まえて追加をさせていただいております。

3分の2ぐらい終わりました。あと3分の1でございます。ページをめくっていただきまして52ページの2.4.2(1)利用のところでございますが、従前利用の対象として、公園、グラウンドということでゴルフ場を外した数字を記載させていただいておりますが、ゴルフ場を入れたということで15%から23%という数字の変更がございます。

52ページの一番下のところでございますが、違法行為の存在のところに、意見書の中で、自由使用であるべきところの河川敷を排他的に利用を行っている者が見受けられるとの指摘を受けて、ここは記載を追加しております。

53ページの(4)の迷惑行為の増大の中に、野犬についての記述が、自治体の意見を受けて追加されております。

ページをめくって55ページでございます。利用について、自由使用の原則のもとと基本原則を明示しております。ここに関しましては、この既存の施設利用について、大臣管理区間が否かにかかわらず取り組む必要があるという意見書の中での指摘がございます。これにつきましては、ここでは修正をいたしておりませんが、今日の説明の最初の方で説明をいたしました、それぞれの河川管理者がつくられる整備計画と本計画と相互に整合させるという努力をするということを明記しております。この中で努力をしていきたいということでございます。

4.5.2の河川敷の(1)の利用でございます。私もここで、河川敷以外で利用する施設については縮小していくことを基本ということを明記しております。これに関連して、意見書の中で、

沿川の自治体に対し、新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきであるという意見をいただいております。これは質問という形で委員会の方にも出させていただいて、そのときにも少し議論をさせていただいたかと思えます。結論といたしまして、ここの表現はこのままにさせていただいております。現時点で一律にどうするという事は決められないということで、現在この基礎案に掲げておりますような方法を私どもはとりたいということでございます。利用についての要望があれば、それはその時点でまずは議論をすることが必要であり、議論もしないでというスタンスはとらないというようにしたいと思っております。これは住民参加を重視する、あるいは社会的な合意を目指していくという、そのようなスタンスからも、こういうこととさせていただきたいと思っております。

4.5.2の(1)の後半のところ防災機能を含めたという表現がございしますが、これは自治体から防災機能としての河川敷の整備というのにも検討する必要があるとの指摘を踏まえてのものでございます。

(2)の違法行為のところ、工作物設置というのが新たに入っております。これは先ほど、自由使用で使われるべきところに排他的に利用されているということについて、厳しく抑制すべきであるという意見書の意見を踏まえてのものでございます。

57ページでございしますが、上から3分の1ぐらいのところでございます。水上オートバイの淀川本川での記述の中で、禁止も含めてという文言が入っております。これは意見書の中で淀川大堰下流は、汽水域として豊かな生態系が形成されている地区であること、禁止を含めた検討が必要であるということ踏まえての修正でございます。

58ページの5.5.2の(1)の河川保全利用委員会についての部分でございしますが、これは保全利用委員会を開催するための準備会議の中での議論を反映し、住民からの意見聴取の部分、少し変更させていただいております。

同じページの真ん中よりも少し下ですが、河川ごとに設置する河川の名前のすぐ下でございします。この保全利用委員会で、堤外民地、自由使用のグラウンド、これらも審議の対象にすべきであるとの意見書の指摘を踏まえて、「なお」以下を追加しております。

59ページでございします。5.5.3の舟運の(5)でございしますが、淀川環境委員会との情報交換が必要である旨の意見書の指摘を踏まえての追加でございます。

61ページでございします。4.6の維持管理の冒頭に追加をさせていただいております。意見書の中で環境面からの視点が欠落しているという指摘を踏まえて追加をさせていただいております。

63ページでございします。5.6(1)1の、上から3分の1のところでございます。堤防の維持管理についての部分でございしますが、委員会からの堤防の巡視については、水防団や河川レンジャー、住民の協力によって、より強化できるとの指摘を踏まえての修正でございます。

64ページでございします。の河川浄化施設の中に草津川の浄化施設が、これは既に運用をしているものでございしますが、記載漏れがございました。追加して記載をしております。

同じページの(2)、許可工作物の適正な管理の1)でございします。利用されていない施設については、従前、治水上の支障という観点から撤去を求めるといったこととございましたが、これに関しましては、意見書で、災害防止の観点からだけではなく、河川環境の観点からということも指摘を受けております。それを踏まえまして、治水上ということから、より広い環境という視点を踏ま

えた河川管理上の支障ということに修正をさせていただいております。

同じページの(3)の1)樹木の伐採でございますが、意見書におきまして、環境配慮の視点に立っても、治水上支障となる樹木の伐採は必要であること、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして実施すべきであるとの意見を受けまして、流水の阻害状況を検討した上でということを明記いたしました。

65ページの2)での堆積土砂等の管理のところでございます。これにつきまして意見書の中で河川環境に十分に配慮して実施すべきとの意見をいただいております。それを踏まえて、「なお」以下が追加されております。

少し飛びます。68ページでございます。ダム計画の方針でございます。これは、ここの部分に關しましては、意見書の中で、妥当の判断の中に、社会的合意が欠落しているというご指摘をいただいております。これに關しましては、結論としまして記載はそのままになっております。これについての私どもの考え方でございますが、今私どもがお示ししております基礎案そのものは、これは社会的合意を目指して、今まで流域委員会、住民、自治体の意見を聞くという過程を経てここまで来たわけでございます。今後、冒頭にも申し上げましたように、また変更する場合にも社会的合意というものを目指して、同じようにまた流域委員会、住民、自治体の意見を聞くというようなことを行っていきたいと思っております。ダムについては、今調査検討という状況でございますが、慎重に検討して、結果が出た時点だけでなく、それ以前に適宜調査検討の状況を公表して、引き続き皆様方の意見をお聞きしたいというように考えております。

社会的合意という文言でございますが、この社会的合意というのは、どういう状況になれば社会的合意ということになるのかということが、これは私どももはっきりといたしておりません。また、流域委員会の中でも、社会的合意のためには過程は大事であると。しかし、どういう状態になったら社会的合意が得られたというところはきっちりとしたものがまだ示されていないと思っております。したがって、ここでは、この計画の中に社会的合意ということを経験はしておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、過程が大変大事であるということでございますので、私ども、この基礎案を策定するまで、今までやってきたことというのを、引き続きしっかりやっていきたいというように思っております。

仮に、いろいろな方からのご意見の聞き方の中で、今までは討論会という形のものをご指摘をいただいたわけでありましたが、もっとこうやったらよいのではないかと、これに変わってもっとよい方法があるなど、そのようなことがあれば、これは積極的にご意見をいただければぜひ対応していきたいと思っております。

次でございますが、69ページでございます。事業中の各ダムの方針のところでございますが、ここは委員会からも調査検討が長引く前には適宜検討過程とその内容を公表する必要があるということ、あるいは速やかに結論を出す必要があるということです。同様のことは自治体からもいただいております。これを踏まえまして、早期に調査検討を行うということ、そして適宜調査検討の状況を公表するという、これを明記させていただきました。

70ページでございます。7)の部分でございますが、これは先ほどどこかで説明いたしましたが記載漏れであった部分でございます。

71ページの(8)ダム水源地域の活性化の部分でございますが、意見書にて、地域の活性化が自然

環境破壊をもたらすことのないよう注意すべきであるとの指摘を受けまして、ここに自然環境の影響も十分踏まえというセリフが入っております。

ページをめくっていただきまして73ページから以降でございますが、ここは各ダムの調査検討の内容のところでございます。部分的な微修正が入っておりますが、基本的にはここは修正をしておりません。これは、調査検討につきまして、たくさん意見書の中で意見をいただいております。本文では修正をいたしておりませんが、これはいずれも調査検討に当たっての大変大事な留意事項であろうと思っております。十分踏まえて調査検討を行っていきたいと思っております。先ほどのところにもございましたように、適宜調査検討の状況を報告させていただくことにさせていただきたいと思っております。どれが最初にまとまるということはまだはっきり申し上げられませんが、いずれにせよ、6月末を目途に一度その時点のものを中間報告させていただきたいというように思います。

少し飛びまして、77ページでございます。淀川河川公園の部分の公園基本計画の改定に際しての留意事項が1)から7)まで並んでおりますが、これに関しまして、自治体からの意見で、淀川河川公園フォローアップ委員会から出されている提言を踏まえたものとすべきであるという意見をいただいております。これを踏まえまして、1)から7)の修正をさせていただいております。ただ、淀川河川公園フォローアップ委員会からの提言そのものではございません。現時点で私ども検討した上で必要な部分のみを変更させていただいております。

私の方からの説明以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

本来なら2、3日前に資料をいただければ十分意見を言えるのですが、今の説明では必ずしも十分に頭に入っていない状況ではないかと思っております。これでご意見をいただこうと思ったのですが、ご質問、ご意見を整理していただく意味で20分ほど休憩しまして、その後で意見交換会、質問会を行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、予定を変更しまして20分休憩ということにします。4時20分の再開をお願いいたします。その間に整理していただいて、少しでも時間をとって関係のところを見ていただければありがたいと思っております。

庶務(富士総合研究所 中島)

それでは、休憩をとらせていただきます。5時20分に再開ということで席にお戻りいただければというように思います。

なお委員の方におかれましては、工芸実技室を休憩場所としてご用意させていただいておりますので、そちらの方でご休憩ください。

〔午後 5時 1分 休憩〕

〔午後 5時 21分 再開〕

庶務(富士総合研究所 中島)

皆様、よろしいでしょうか。5時20分を過ぎましたので、再開させていただきます。

芦田委員長、よろしくお願いたします。

芦田委員長

それでは、再開いたします。

先ほど、国土交通省の方からご説明がございました基礎案について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、委員の皆様、よろしく申し上げます。

なかなかわかりにくかったのかもしれないと思うのですが、お気づきの点がございましたら、ご質問でもご意見でも結構でございます。

はい、どうぞ、田中さん。

田中真澄委員

田中でございます。

1点。計画策定4章、10ページなのですが、一番下、「指定区間の河川整備計画についてはそれぞれの河川管理者が策定するが、その際、本計画と相互に整合が図られるよう、連携、調整する」という文言に変わっております。例えば河川管理者の河川工事やいろいろな整備の中で明らかに相反するようなことが起きた場合に、この相互に整合するというのは具体的にどういった形で図られるのでしょうか。その「相互に」という言葉をもう少し具体的に説明していただきたいと思います。例えば、明らかに相反するような工事、あるいは整備であっても、ある程度それは認めるという方向で解釈をしてよいのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

芦田委員長

お答え願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この「相互に」ということは、それぞれの区間の整備計画というのは国が管理するところについては国が、府県で管理するところは府県がということでございますが、それらがばらばらになっているということはよろしくないということでありまして、したがって、私どもはここで整合が図られるということでございますが、その際にどちらがどちらに従ということはないということで、「相互に」という言葉でございます。

ただ、私どもの国としての考え方というのは基礎案に記された考え方でございますので、これと異なる考え方があるとはならないということではございません。もし著しく違うということであれば、そこはなぜそうなのかということも含めて、十分に調整をさせていただくということになると思います。その際に、どのぐらいの厳しさをもっていいですか、程度をもってということですが、これは問題によってケース・バイ・ケースということになるかと思っております。

私どもの権限として整備計画を認可する立場で、どうしても認可できないような内容であればその権限に基づいた調整を行うことになるかと思っておりますし、認可できないというようなものではないけれどもということであれば、それはそれで私どもの考え方はこうであるということをお話しし、また府県のお話もよくお聞きするということになるかと思っております。

芦田委員長

今のお答えでよろしいでしょうか。

田中真澄委員

私は、ここは非常に大事なところだと思います。というのは、指定区間の河川管理、整備については、従来、あるいは今もそうなのですが、やはりいろいろな形で弊害が出てきておりまして、今回、その流域の地域だけの有益性や利害が重視され流域全体の整合性がとれていません。現在それを苦慮しているわけです。

特に法改正で環境も主軸になった以上、反省にたつての環境の保全、再生は重大な任務でありこの整備計画との整合を重要視しなければ意味がありません。「相互的に」はこの重要さを軽視する事になりはしないか、従来の様に指定、指定外の分断の現状が改善されない様に思えます。源流から海までの川づくり、特に環境の一貫性を提言し、意見書を提出してきた委員の一人として大きな不安を感じます。

芦田委員長

わかりました。

そのほか、いかがでございますか。

寺川委員

寺川です。

関連することですが、今、田中委員がおっしゃったところは非常に大事なところだと思います。先ほどの説明で、ここの部分は意見書を踏まえて積極的にしたというような発言だったと思うのですが、今、田中委員が指摘されたように、私はむしろ後退しているような感じがします。「本計画と整合が取れているよう、連携、調整する」という方が、この整備計画を理解してもらうということで話をしていくといいますが、そのようなスタンスが明確かと思うのですが、今の調査官の説明を受けると、非常に消極的になっているという意味では、その辺は非常に問題だと思います。

むしろ、この整備計画をしっかりと全体に広めていくといいますが、進めていくということを明記しなければ、先ほどもありましたように、これに反するような計画があった場合、それと話し合っただけによってはそちらに合わせるというようにもとれますので、ここのところはもっと積極的にするのであれば、そのような意味できっちりと明確にすべきであると思います。

芦田委員長

基礎原案の方がまだいいという感じですね。基礎原案について、自治体の意見を入れてこのように変わったわけですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

説明の中ではもしかすると申し上げなかったかもしれませんが、ここの部分は自治体からの意見の中で、河川法上、整備計画というのはそれぞれの河川管理者が策定するものであるから、国がつくる計画の側から「本計画と整合が取れているよう」という表現は、これは法律上という意味でありますけれども、それぞれが対等であるということで、ここは「相互に」ということにさせていただいています。

ただ、私どものスタンスがこれをもって消極的になったということではございません。この基礎案に記されたものが私たちの押し進めていくべきものであると自信を持って思っておりますので、

そのスタンスで、自治体、府県の皆さんとは協議に臨んでいきたいというように思っています。

芦田委員長

はい、わかりました。

そのほか、はい、どうぞ。

山村委員

委員の山村です。

環境の問題につきまして、21ページの5.2の(2)というところに「河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する」という言葉が出てまいりました。これにつきまして、先ほどの説明では、委員会の方ではそのような年次目標のようなものとの関係で総合的な計画を立てたらどうかということがあったのだが、一応この指標をもって代えるというご説明でした。

ところで、この指標を設定するということについては、17ページの4.2の「河川環境」というところがありますが、本来、もし仮にそのような方針で行くのならば、河川環境の改善については、このところにおいて指標を設定して改善を目指すというようなことが入ってないとおかしいのではないかと思います。水質などいろいろな指標があると思うのです。さらに先ほどの21ページの5.2についても河川環境に関する評価のことが書かれてあるわけですが、まさにこのところで指標を設定して評価していくというようなことがあって、その上で(2)のところに「指標を設定することについて、関係機関として検討する」というつながりが出てくると思うのです。ここでは突如として(2)のところで指標だけがぽこっと出てくるという構成になっているというのはどのようなことかということでございます。

それともう1つ、この指標を設定するについては、この河川環境の保全・再生だけなのか、ほかにも何か指標を設定する項目があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

芦田委員長

はい、お答え願います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

調査官の児玉です。

1点目、4章と5章の関係でございますが、4章の方には大きな目指すべき方向というのを記載させていただいております。その中で17ページの4.2の「河川環境」の中、4.2.1の上4行目ほどですが、ここに評価するというような言葉が入っておろうかと思います。あるいは、河川環境全体の目標というのはどういうことを目標にするかということについては、4.2の一番冒頭のところに、どういうことを目指すかということに記載させていただいております。

全体的な方向としてはここに記載をさせていただいて、より具体的に進めるための指標の設定ということに関しては、これは具体に行うことという整理で、5章の方に「保全・再生の指標」ということを記述させていただきました。

保全・再生の指標ということ以外にあるのかということでございますが、これは保全・再生の指標というのがどこまでどのように広がるかということに関係してくるかと思えます。もし、この中にこういった指標も含めるべきだというようなご指摘があるならば、それはまたいただきたいと思

います。

芦田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。嘉田さん。

嘉田委員

委員の嘉田でございます。

2点ですが、1点は先ほどの田中委員と寺川委員と意見が違うということで申し上げます。10ページのところです。田中委員、寺川委員がご指摘の「指定区間の河川整備計画についてはそれぞれの河川管理者が策定するが、その際、本計画と相互に」とあるところですが、私は「相互に」を入れた今回の方がよいと判断をします。

その理由というのは、もともと河川の管理というものは、特に過去100年～150年という長い時間軸で考えますと、それぞれの最も河川に近い地域社会なり自治体が行ってきたという歴史がございます。ですから、国の方針がすべて自治体の末端まで上意下達で届くということ自身は望ましくないと思いますので、ここに「相互に」と一言入れることに同意します。それによって、自治体の意思を尊重するという意味だろうと思いますので、先ほどの田中、寺川委員と意見は違うのですが、これは入った方がよいと判断をいたします。

それから、33ページの治水と防災のところですが、いろいろ現場での水害の事実を調べていきますと、多くの死者が出るのはまさに山地崩壊や、あるいはここに指摘している森林荒廃とかかわっているわけです。この項目が入っているのはよいのですが、据わりが悪いと考えます。なぜここにこの項目が入っているのか、そのあたり、川の堤防だけではなくて、治水というのはまさに砂防まで含めてと指摘をしているこれをなぜここに入れたのか、その据わりのところを少し工夫していただけたらと思います。

具体的には、この項の頭のところに持っていくのか。砂防のところの指摘は大変大事だと思うのですが、据わりを少し考えていただけたらというその2点でございます。

芦田委員長

お答え願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

今のご指摘は、33ページの2.2.2の「高潮」のすぐ上の「淀川水系では」というこの3行の部分のご指摘だと思います。淀川水系の中で森林荒廃あるいは山腹崩壊ということに関しては実はあちらこちらの流域でございます。これは書き方の問題でございまして、地域ごと、流域ごとに特徴を書いてまいりまして、本来なら各水系ごとに細かく、例えば琵琶湖の流域であればこのところでこういう土砂の懸念があるということを書くという方法もございまして、ここではまとめて淀川水系全体として土砂の問題に関しては最後に一括りにさせていただきました。いろいろな書き方があるのですが、ここではそのように整理をさせていただいております。

芦田委員長

そのほか、ございますでしょうか。

はい、山本さん。

山本委員

山本です。

55ページ、4.5.2の「河川敷」の「利用」のところで、自治体からはこのような検討もということで「防災機能を含めたまちづくり全体の中での議論等の意見がある」というように「防災機能を含めた」という言葉が入ったのです。そこは防災機能を河川敷にという先ほどのご説明だったのですが、ここで読めるのは防災機能を含めたまちづくり全体の中での議論というように入っているのですが、河川敷に防災機能を持たせるというようなご説明だったのですね。

現在でも防災機能ということで避難場所になっていたりヘリポートがつくられたり、と利用しているわけですが、ここでは「利用」のところで最初に「川でなければできない利用、川に活かされた利用」という観点から、このようにしていこうというような基本的なスタンスを述べていることに対して、「しかしながら」というように言っているところなのです。

ということは、もともと川というのはその場所が空間的に開けていて、防災機能も持っているであろうとされているのですが、ここで言う「しかしながら」の頭のところにこのように言葉が入ると、これはもしかして例えばグラウンド等を整備して、そこに避難場所的な機能を持たせるというように読めないことはないのです。上のところとの対比で書かれると、少しこれは今までの議論と違うのではないかというように思うのですが、ご説明を伺いたいと思います。

芦田委員長

はい、お答え願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この部分は自治体からの意見を踏まえての修正です。「しかしながら」以降でございますが、これはどういう意見があるかということを紹介している部分であります。したがって、自治体から防災機能として河川敷の利用というのがあり得ると、その点についても考慮してほしいという意見がありました。その意見があったということをごここに記述をしたということであって、私どもの基本的なスタンスそのものは「しかしながら」よりも以前であります。そこは全く変わっているわけではございません。

芦田委員長

はい、本多さん。

本多委員

本多です。

1ページの初めに大きく追加された部分がございます。これは特に流域委員会という活動を通じて、この基礎案を考えてこられたということを書いていただいたものだと思います。これは非常に積極的にこの計画がつくられてきたと、また崇高な理念を持ってつくられてきたということをごここに掲げられたのだと私は思うのです。これは非常に積極的に書いていただいたと私は思います。それであるなら、そのようなこともやはり自治体の皆さんにも理解をしていただいたり、それから住民の皆さんにも理解をしていただいたりということが私は必要ではないかと思うのです。

ただ単に行政が情報を出す、もしくは啓発する、普及するというときに、ハザードマップであるなどそのようなことだけではなしに、この基礎計画、計画そのものがこんなに崇高な理念に基づいてやられているのですよということについての考え方も、やはり自治体の皆さんに理解していただくなど、住民の皆さんにも理解していただくということがあれば、先ほど10ページのところで議論がありましたような、よその自治体との連携などということにおいて相互という話もありましたが、極力こういうものを理解していただきながら納得もいただくというようなことが私は必要ではないかと思うのです。ここまで書かれたのであれば、計画そのものの崇高な考え方も広めていくという考え方を、ぜひどこかに入れていただけたらなというように思いました。

以上です。

芦田委員長

今の発言はご意見としてお伺いしておくということによろしいですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この基礎案、あるいは整備計画という形で成立したときには、この段階でもそうでございますが、私どもの考え方というのは、ここの流域委員会の場だけではなくて、自治体あるいは住民の皆さん方に積極的にお話をしていきたいと。この計画そのものをつくることから、この中身をしっかり実施していく段階に来ておりますので、実施をしていく中でしっかりとやっていきたいというように思います。

芦田委員長

はい、尾藤さん。

尾藤委員

委員の尾藤です。

ダム4章の68ページのところで、先ほどご説明のあったように、社会的合意ということについて、河川管理者の方もよくわかっていないというか、はっきりこういうものであるということが言えず、委員会の方ももう一つ、こういう場合が社会的合意であるというのがないということで従来そのままとしたというご説明がありました。

それはそれで私は理解をいたしますが、ここに書いてあるのは、要するに代替案をいろいろやろうとしてもこれは無理だという場合に、社会環境、自然環境の影響について非常に慎重にやって妥当と判断した場合にはやるということだと思うのです。これに対して意見書の方ではダム建設について代替案ではどうしても客観的にできない、ダム以外ではダメだということが認められ、そのことに社会的合意があった場合に建設するという理由づけを出しているわけですね。

それで少しお尋ねしたい。この基礎案で、社会環境、自然環境という場合の社会環境というのは、どういうことをお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

芦田委員長

お答え願います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この社会環境でございますが、その直上にも書いてございますが、水没を伴うということで、こ

れはそのダム湖ができるところは水没をしてしまうというようなことでございます。そこに住んでおられる方はもちろんでございますが、その水没する区域にいろいろな関係をしておられる方、住んでなくてもそこを生活の場としておられるような方々もございます。また、水没をしなくても、その周辺も含めてダム事業を行う場合には影響があります。そういったものも含めての影響全般を指して、社会環境というようにこの場では考えております。

尾藤委員

そのようなときにダム建設そのもの、建設自体をめぐる合意、合意できないというようなことは「社会環境」と関係ないのでしょうか。意見書では物理的環境だけでなく、そのような判断も含めて社会的合意ということが書かれていると思うのです。

社会的合意というものがはっきり定義づけられないにしても、「社会環境」には建設可否をめぐる判断形式の動きも含まれているような感じに読めないこともないのですが、そのようなものではないということでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

社会的合意ということに関しては、私どもは社会的合意を目指して、この整備計画もつくっていく必要があると考えており、これは全くそのとおりでございます。ただ、その社会的合意そのものが何をもちて社会的合意というかということ、これはなかなか言えません。ただし、その過程は非常に大事であるということは私どももよく認識をしているつもりで、立て続けに今までやってきたこのようなことをこれからもやっていきたいということでもあります。

社会環境という言葉でございますが、これは冒頭の8ページ、3.「河川整備の基本的な考え方」の6)でございます。これはダムだけではございません。当然、河川整備全般にわたってでございます。下から3、4行目ぐらいでございますが、「この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ」ということで、全般にわたってこういう点には配慮をし、踏まえて行わなければいけないという認識でございます。

寺田委員長代理

寺田です。意見、要望的なことなのですが、1つ申し上げます。

48ページの「利水」のところなのですが、先ほど、この意見書において委員会の方が水需要抑制を行うことの理由について示されていないということについて、今回の基礎案ではこの1)にありますような理由がつけ加えられたと思います。これはこれで一定の理由として理解できるのですが、ただ、委員会の方は、利水ということについての基本的な考え方として水需要抑制ということについて、これまでの利水に関する理念を転換する考え方をやはり示されたと思うのです。これは大変素晴らしいことで、ただ、そのことの一番の大きい意味は何かと云えば、これまでのような安易な需要要望にはこたえませんよ、ということが大事な要素だと思うのです。

だから、意見書の中でも言っていたと思うのですが、従前のような利水目的のための安易な新規の水資源開発というものはやりませんよという趣旨、これが本当は大事な部分なんだろうと思うのです。そのような基本的な考え方についてのメッセージが伝わるような表現をできればしてもらいたいと思います。次のときにこの基礎案が多分計画案にまた発展されると思いますが、やはりそのような利水についての基本的な考え方が大きく違うよということがすぐ伝わるような表現をぜひ

行ってもらいたいのです。これがこの前の委員会において一番言いたかったことなのです。

ここに書き加えていただいた理由は、もちろん具体的個別の理由としてはわかるのですが、もっと基本的な部分での理由づけといたしますか、それをぜひ次は工夫をしてもらいたいと思います。せっかく新しい利水の理念を打ち出しておられるわけですから、もう少し基本的な考え方が伝わるような工夫をぜひしてもらいたいです。

特に最近、利水の見直しをめぐる動きが非常に活発でありますし、タイミングは今が一番よいときで、河川管理者がこの部分でどのような考え方を示すかというのは大変大きなインパクトを与えるのではないかと思いますから、ぜひ次はもう一步突っ込んだ考え方を端的に示してもらえようなことを期待しております。

芦田委員長

はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この表現については、これからさらに環境が悪化することを防ぎたいという趣旨はもちろんでございますが、ここは既に今いろいろな施設ができて水位低下が進んだり、あるいは流れが乏しくなったりという、その状況を積極的に回復することを目的としているということでありまして、これから新規に水需要が発生するということに対してのメッセージにとどまらず、既に使っているものに対しても我々はこういう姿勢で臨みたいということを示しているもので、今のご意見に対しては、さらにもっと強い主張をしているというように思っております。

芦田委員長

はい、川上さん。

川上委員

川上です。

18ページの河川環境の水質のところでございますが、4.2.4、「流域から河川に流入する汚濁負荷を減少させる対策等流域全体での取り組みを強力に進めなければならない」ということで、河川の流入汚濁の総負荷量管理を図るということで、今まで水質に関しては環境省と厚生労働省が主に管理をしてきたわけです。河川法の改正によりまして、今回、河川環境の保全ということの中で、近畿地方整備局は大きくは河川の水質管理に向けて一歩踏み出していただいたということについては、意見書の中でもこれがちゃんと実現できれば歴史的な快挙と言えるというように非常に高く評価しているわけです。

そのような中において、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の1つのメインテーマとして総負荷量管理を図るというふうに18ページでは書いていただいているのですが、その後の具体化のところ、26ページの上から10行目のところに「以上の取り組みと並行し、新たに設立する琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）においては、以下の項目について検討する」というように、からまで具体的に挙げられているわけですが、やはりここにも総負荷量管理というものについての具体化をメインの検討課題として掲げるということを挙げていただければならないのではないかと思います。ぜひ計画策定の中において、そのことを検討していただきたいと思います。

芦田委員長

何かお答えございますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

4章の方に書いております総負荷量の管理ということに対して、これは大変重要なことと考えて臨んでいかないといけないという認識でございます。これに関しては5章の方に直接的に触れているところはありませんが、これはこの検討の中で大変重要な課題ということで取り組んでまいりたいと思います。

芦田委員長

よろしいですか。河川管理者。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

失礼しました。27ページの(4)のところ、総負荷量削減のための連携というのはこちらの方に書かせていただいておりますが、今のご指摘が、この水質管理協議会の中のテーマとしてというご指摘であろうと思います。問題として重要だという認識は十分しておりますので、こちらの協議会の中でもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

芦田委員長

それでは、有馬さん。

有馬委員

有馬です。21ページの河川環境(3)のところですが「指標の検討、設定に際しては、各地域ごとに設置する『淀川環境委員会』」で、この各地域ごとに設置するというのがどうも私には理解できないのです。

というのは、現在、淀川環境委員会というのがあって。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

既に淀川環境委員会という、淀川に関してのものは存在しております。それ以外に、同様の学識経験者の方々から意見をいただくような場というのを、それぞれの河川、あるいは地域ごとにつくろうとしております。そのことを指しております、それは「淀川環境委員会等」ということで、「等」の中にこれからつくるものも含めてということで記させていただいております。

芦田委員長

むしろ河川環境委員会とした方がよいのかもしれない。

有馬委員

と思います。淀川をとってしまっ、河川環境委員会にする。そうすると、おっしゃる意味が通ると思うのですが。

芦田委員長

これは書き直した方がよいのかもしれない。ご検討をお願いします。

はい、川那部さん。

川那部委員

川那部です。今日見せていただいたとこですので、基礎原案と基礎案との対比はよくわかったのですが、基礎案そのものを最初から最後まで通してまた見たいと思いますので、そのことはまた後でというか、今日ではないところで言わせていただきたいと思います。

ただ、1つだけですが、最後を見たところでは8ページの最後の方と、それから55ページの最初のところというのは全く同じ文章が4つあるのです。それはそれでよいのですが、「自由使用の原則のもと」というのが入っているのですね。この意味が大変あいまいでわかりにくいと思います。考えようによっては、自由使用の原則とは何かというのがありますので。これは新しくつけ加えられた文章ですから、この「自由使用の原則のもと」という言葉を入れられた理由というか、どういうことを考えていらっしゃるのか、それが質問です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

これは淀川の、今日の説明の中でも何力所か出てきたであろうかと思いますが、本来、河川の中というところは、ここを人が使ってはいけないということではございません。基本的には使っていただいて結構ですという、そのようなスタンスであります。ところが、ある特定の方々が排他的に利用をしているというような状況があるということ、今日も何点かご指摘をさせていただいた箇所があったかと思えます。そのことをもう少し明らかにするという意味で、「自由使用の原則のもと」ということをここに記載をさせていただいております。

もちろん、その自由使用の原則があるから、今度は環境との兼ね合いについて、ここで自由使用の原則があるから環境の方は無視をしてよいということでは全くなくて、そこはまた関係が、だからやはり自由使用であっても利用してはいけないなど、そのようなことは当然出てくるわけですが、利用してよい場所でもこの原則があるということをご指摘したわけでありまして。

川那部委員

そのように受け取ることも確かに可能だと思っておりますが、どちらの方も「河川の利用は、自由使用の原則のもと」という言葉がありますと、つまり河川というのは当然河川敷だけではなくて、河川そのもの、あるいは琵琶湖も河川ですから、そのように水が流れている場所、水が存在している場所というものを含めて「自由使用の原則のもと」というように、頭から言われているように見られないわけではないですね。

では例えばいろいろな条例による規制その他のところでも、ある場合にはそのような自由使用ではないようなことを既にやっているところもありますし、これからもそのようなことを考えなければならない部分というのは十分にあるだろうと考えるわけです。

そのような意味では、わざわざここに「自由使用の原則のもと」という言葉をこのような一般的な形で書くと、今、児玉さんが言われたのとは違うような意味で広くとらえてしまうのではと、私は心配なところがあります。それはそのようなようになさらない方がよいのではないかと思います。どのように変えるかというのは、まだ少しよくわかりませんが。

ついでに、これはいささかならず意地悪ですが、意地悪を承知で申し上げます。58ページですが、「なお、必要に応じて、グラウンドとして使われている自由使用の河川敷や」という文章、先ほどのことがあるから意地悪に言うのですが、本当に「グラウンドとして使われている自由使用の河川

敷」なのでしょうか。つまりグラウンドという格好で使われているという状況のもとにおける問題であって、そこを違う意味での自由使用に使うということにはならないでしょうか。

いや、これはわざわざ意地悪に言っているところなのですが、つまり何を言いたいかというと、そのようないろいろな意味で「自由使用の原則のもと」というのを広く使われることに、少し気になるところがあるのです。ない方がよいか、あるいは文章は違う形になさる方がよいのではないかというのが、とりあえず見たところのお願いです。

芦田委員長

はい、紀平さん。

紀平委員

紀平でございます。今、川那部先生がおっしゃったのと同じなのですが、自由使用というのは、例えば極端に言いますと、不法耕作を押さえることができなくなると思うのです。自由ではないかと。

我々もう自由に川に入ったり出たりしているのです。わざわざ川で泳いだりするのに届けも出さないし、海でもそうですね。個人の池やため池などで泳ぐのであれば、その持ち主に断らないといけないのかもしれませんが、国の海や川や湖など、そのような場所でわざわざ「自由使用のもと」というのを書くと、今、川那部委員がおっしゃったようなことが起こるのではないかなと思います。むしろない方がよいのではないかなというのが私の意見です。そういうことです。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

河川管理者の方、何かありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この自由使用の原則という言葉が裸で書いていることに、恐らく大変な誤解が生じる可能性があるということだろうと思います。

この整備計画全般にわたって、私どもが思っていることと少し違うようにとられる言葉というのが幾つかございますので、自由使用の原則というのはどういうことを意味しているかということについて、これは少なくとも用語集というのをつくる予定でございますが、この中には解説をきっちりとさせていただきたいと思っております。

それから、ここは利用のことについて書いているのですが、この基本的な考え方として、8ページでございますが「3. 河川整備の基本的な考え方」の中の6)のところでございます、この利用というのがそれだけで単独であるわけではないということです。今日、先ほどの説明の中にも、治水というものが単独ではなくて、治水を考えたときにも環境を考えなければいけないという指摘を受けて、治水のところにはこれは改めてもう一回特記をしたわけでありまして、基本的に環境や治水、利水、利用の課題というのは相互に関連しているということは、これは前提としては十分認識をしておく必要があることだろうと思います。それを8ページの6)のところにも、まず基本的な考え方として私どもは持ちたいと思っております。その上でということでございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

はい。

今本委員

今本です。これは質問ではないのですが、審議の進め方について、この委員会が決めるべき問題があると思います。といいますのは、基礎原案から基礎案に修正されたのですが、その基礎案に対する意見をどう取り扱うのかという問題があると思います。

意見書をもう一度出すようなことはしないということになっていますから、言いつ放しになる可能性があります。それときちんと読んで質問あるいは意見を言いたいと思いますので、できればこの資料を事前に読ませていただきたかったと思います。

それともう一つ、これは庶務へのお願いなのですが、いろいろと資料を準備されていますが、基礎原案から基礎案に替わったときに、我々が検討したいのは意見書がどう取り扱われているかということです。その意見書が今日置いていないのです。ですから先ほどの説明で、意見を踏まえてこういうところを変えましたということを言っているのですが、無視された意見というのがあるはずで、- - ありますか。あ、ごめんなさい。この分厚いのですね。すみません。今の発言は取り消します。無視された意見を整理しようとしたら、基礎原案、基礎案に加えて意見書も並べて整理して欲しいと思いますので、ぜひそのことをお願いしたいと思います。

芦田委員長

これにつきましては、この意見をどういうように取り扱うかというのは重要なのですが、少し私の方から提案というか意見を言わせていただきたいと思います。

意見書を既に出しました。それに基づいて基礎案をつくっているわけですが、それだけではなくて、実態とかその他、地域住民の意見を聞いて作成すると、両方矛盾することがおこり得るので、我々の意見書どおりにならない場合もある程度あると思うのです。それはやむを得ないのですね。しかしながら、きょう議論した内容については、この整備計画を具体的に進める上では非常に重要なことがたくさんあると思うのです。

したがって、ここで議論する意見というのは、これを実際具体化する上で非常に参考になると思います。そのようにしていただきたいと一つ思うことと、まあ場合によっては、きょうの議論に基づいて若干基礎案を、やはりこうした方がよいなというところがあるかもしれません。それは修正していただく可能性はあると思うのです。

そういうことで、これについて意見というのは、きょう終わるのではなくて、次回以降もずっとやりたいと思うのですね。そうでないと、せっかくこのいろいろな意見を出しておいて、それがどのように反映しているかということにはわかりません。きょうも前もって配ってくれておればよいのですが、そうでない状態ですから、少し不十分な状態が残ってしまうと思います。

したがって、整備計画そのもの、基礎案については河川管理者の責任において決めるわけですから、これでよい、あるいはきょうの意見も参考にして若干修正した方がよいと、それは判断されればよいと思うのですが、きょうの意見はいずれも、これを具体化する上では非常に重要なことがたくさん出ているので、それについては参考にしていただきたいと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか。そのような取り扱いにしたいと思います。

したがいまして、きょうの意見はこれで打ち切りたいと思うのですが、次回以降も事あるごとにこれを取り出してやりたいと思います。

塚本委員

はい。今のことで意見を。

芦田委員長

はい。

塚本委員

例えば、提言書という場合は、もうしっかりと委員会のまとめとして文書をつくって出しました。けれども、いろいろな意見がありました。最後のところでAかBかで非常に重要な要素や意味内容がやはり変わっていていることもありますね。そこで提言書までの過程で一番足りなかったものというのは、やはり河川管理者との十分なやりとりです。ですから、河川管理者とも十分に対話して、そこで集約されたものもお互いの委員が話し合い議論していくということが、芦田先生が言われるように、より有効だと思います。この時期に来ましてはね。

ですので、またどこかで分化的に分けてしまって、またそこで話し合うというようなことはもうよいのではないかなと思います。

芦田委員長

だから整備計画の基礎案はこれでよいと思うのですが、それを具体化する上で非常に変わってくるわけで、意見によって相当変わってきますので、それでやっていただきたいと思うのです。そのためにはまだ議論を、我々としては意見を言う必要があると思います。そういうことでこの整備計画基礎案についての議論はよろしいでしょうか。

それでは次の、委員会の今後の役割についてですが、これにつきましては、我々のこの委員会は3年前に2つの諮問を受けているわけです。整備計画についての意見を言うということと、それについての住民意見の反映方法について意見を言うことです。それについては既に提出して一定の役割を終わっているわけですが、さらにこれを継続していく上で、国土交通省の方からこういうことをやってほしいという要請が出ておりますので、河川管理者の方からその説明をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

調査官の児玉です。それでは、資料3でございます。今後の淀川水系流域委員会にお願いをしたい任務についてご説明をさせていただきます。これはまだ正式の文書というわけではございません。今日お話をして、こういう任務も受けようかということになれば、また正式な文書をお出ししたいというように考えています。

1枚目は、形式張ったことでいくとこういうことになりますが、2枚目の図でご説明をさせていただきます。大きく丸が上と下にございますが、上が現在、従来の流域委員会でございます。2つ説明が、2つお願いをしようということがございます。1つは、この整備計画の策定に当たっての意見を述べるということでありまして。そしてもう1つは、関係住民の意見の反映方法についての意

見を述べるという、この2つでございます。

今後の流域委員会をお願いをしたいこととございますが、この2つにかえまして、追加してということになります、3つです。まず1つ目でございますが、これはこの整備計画、現在まだ案でございますが、これに基づきまして行います実施・検討、これについて進捗の状況というのを点検をしていただいて意見を述べていただくというものです。これは整備計画に、この流域委員会をお願いをするということを明記しているものとございます。この進捗を点検するという中には、従来の流域委員会の2つ目の部分、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるというのがございますが、これについてさらに改善すべきところがあるということであれば、これも当然この中に入っているということとございます。これが1点目でございます。

そして2点目は、この整備計画の案も含めてということとございますが、今後変更していくということになりますので、これについて意見を述べるということとです。従来の委員会の役割の1つ目に相当するものとございます。

そして3つ目でございますが、これが新たに加わるものとございます。これは法律に「行政機関の行う政策の評価に関する法律」というものがございます。この法律に基づいて、事業に関しましては再評価・事後評価を行うことになってございますが、それに関しての審議を行って意見を述べるということをお願いしたいと思います。ここの書きぶりがやや細かくなりますが、法律に準じてということになっております。

すぐ下でございますが、この法律に基づきます再評価・事後評価というのは、現在は事業評価監視委員会という、これは別途設けた委員会の方で行っております。規約を改正した後は、この流域委員会の方がまずこの法律に準じた形で審議をしていただきます。そして、その審議を踏まえた上で事業評価監視委員会の方にも意見を聞くという手順でございます。2つのところで審議をいたしますが、実質的にはこの流域委員会の方で審議をされることが大変重要であります。それを踏まえて河川管理者として事業評価監視委員会の方に対応案というのを示すこととなりますので、実質的には流域委員会であるという認識でございます。

河川整備計画の策定以降には、事業評価監視委員会の方から、役割も含めて流域委員会が行うこととなります。これはしばらく後になります。当面は、これに準じて行うということとでございます。

3枚目は、再評価、事後評価というのはどういったものかということとを説明しているものとございますので、省略をさせていただきます。

4枚目につきましては、これは広い意味ではこの事後評価の一部でございますが、既にできましたダム等につきましてはフォローアップを特に念入りに行うということとをこれまでやってきております。そのときに調査をしておりますが、その調査結果について意見を聞くということとを、これも流域委員会の中をお願いをしたいと思っております。これは新しい今後の流域委員会の中の3つの役割のうちの1つ目の、進捗状況を点検し意見を述べるという中の1つの役割だということとでございます。

説明は以上でございます。

芦田委員長

この件に関しましては、前回、運営会議を開催しまして、運営会議で了承しているわけでございます。特に皆さん、そんなのは嫌だというものがございませうでしょうか。なければこれで了承した

いと思います。よろしいでしょうか。少し流域委員会の役割がふえてくるということにもなると思います。もしもご了承いただければ、次回以降において規約の改正にかかり、そして新しい、ここに示しておりますように17年2月1日からの委員再編に向けての準備も進めていく必要があります。よろしいでしょうか。

それでは、これで委員会了承ということでお受けしたいと思います。

4) ファシリテーターと委員との検討会の開催について

芦田委員長

それでは次でございますが、4番目、ファシリテーターと委員との検討会の開催について、これは流域委員会から提案しまして、住民意見の反映の方法の1つとして円卓会議、ファシリテーターを立てた円卓会議がよいのではないかと提案して、それに基づいて国土交通省の方では方々行っておられるわけでございます。今までかなり成果を上げておりますが、いろいろな問題点も出てきているということで、このファシリテーターの人と実際にやっていただいた人と、流域委員会のメンバーと協議して、今後よりよくするためにはどうしたらよいかということについて協議しようではないか、検討会を設けようではないかということで、住民参加部会の三田村部会長を中心に検討していただきました。まずその要領について、概要について庶務の方からご説明願います。

庶務(富士総合研究所 鈴木)

[省略:資料4の説明]

以上でございます。

芦田委員長

はい、どうも。これは三田村さんにやっていただいたものでございます。三田村さん、何か補足的にご説明いただけますでしょうか。

三田村委員

特にございませんが、委員の方に、もし可能でしたらお願いしたいことがございます。検討会といいましても公開になっておりますので、ファシリテーターの方にはぜひ本音を語っていただきたいのですが、ファシリテーターの中には少しそれを遠慮される方がいらっしゃいます。ファシリテーターの方に食事をとっていただくようお願いしております。その中でフリートークングを行うことにしています。全員に来ていただけるかどうかわかりませんが委員の方も、もちろん食事代はお金を払っていただかなければならないと思いますが、よりよい掘り下げといいいますか、今後の対話討論会に向けて何かよい材料が得られればとも思いますので、時間の許す委員の方はぜひ昼食会に残っていただければありがたいと思います。

以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。ファシリテーターの方、今まで8人お願いしているのですが、全員ご出席いただけるということで大変ありがたいと思っております。

はい、どうぞ。

寺田委員長代理

これは当然のことだと思うのですが、このきょうの資料4の位置づけのところに書いてあることは、少し違うな、という感じがするので申し上げます。

私たちのこの委員会が住民参加に関する提言を行ったわけです。今回のファシリテーターとの検討会は、それに基づいて今、河川管理者が試行的にこの住民対話集会討論会ということで、いろいろな形で行われているわけです。これはまさに試行なのです。我々委員会が提言したことがうまくいっている部分、もしくはうまくいっていない部分、反省しなくてはならない部分もだんだんと見つかってきているわけですね。ですから、この委員会としての責任をやはり果たすためには、これまでの実際試行的にやってきたこの住民対話討論会の経験を経て、この中での成果と課題を検証するという視点からやろうということなのです。私たちの委員会自身の責任を果たすためにやるのだという意識を、やはり皆さんが持っていたいただきたいと思います。

実際にこのファシリテーター方式というのは、この委員会が提言をしたことなので、当初、委員会が考えていたような目的がうまくいっている部分もあれば、うまくいっていない部分もたくさんあります。これをやはり委員の皆さん全員が、ファシリテーターの方からじかに意見を聞くということが大切だと思うのです。それでその後、この提言をより発展をさせた、提言2とか提言3を出していかなければなりません。これが委員会の責任だと思いますので、そのような視点でぜひ、委員全員がこれは参加をして、そしてそのファシリテーターの方から本音をやはり聞き出す、そのような中で課題を見つけて、あるべき方向を探すといいですか、そのようなことをぜひやってもらいたいと思いますし、そのようなことがこの位置づけには何にも書いてないものですから、この趣旨は違うよということであえて申し上げました。

芦田委員長

そういうことで、皆さんご出席のほどをよろしく願いいたします。

それでは次、その対話集会の実際やられた事例について、これから国土交通省の方からご報告いただきたいと思います。よろしく願いします。

河川管理者(近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 林)

猪名川河川の林です。資料5の2ページからでございます。猪名川の「河川敷の保全と堤防天端・河川敷の利用について」ということで、ファシリテーターを関西学院大学の片寄先生にお願いしております。それで発言者の募集につきましては、資料の3ページに書いてありますが、昨年10月17日から1カ月間募集をいたしました。そこで22名の方々の意見をいただきました。これはホームページにも入れているものですが、6ページから記載しております。

それで、ファシリテーターの方から発言者の8名につきまして選定していただきまして、昨年12月7日に川西市で第1回円卓会議を開きました。内容につきましては、先ほどもございましたように、来週またファシリテーターの片寄先生から説明があると思います。特に20ページを見ていただきたいのですが、「今後の方針」というところに利用者並びに保全者の皆さん方の意見がございまして、特に現地を見ようということで、次の機会には現地を歩こうということで運動を起こしました。

それが2ページに書いておりますように、3月7日に川西市のドラゴンランドから豊中市の原田

処理場まで約10kmでございますが、徒歩で全員が歩きました。この参加者は約70名でございます。

それでその後、意見交換をしたわけですが、現実の中で何を皆さん方が見たかといいますと、まずグラウンドで、ちょうど休みでございましたので子供さんたちがたくさんグラウンドを利用していたということ。それと人工ワンドを見ていただいたのですが、大変なごみであったということ。それと樹木にもごみが散乱していたということで、実は次のページ、22ページを見ていただきたいのですが、川全体にごみがたくさんあるのでは子供も寄りつかないし、みんな見るのもおかしいと。原点に立ってごみの清掃をしようということで、ファシリテーターの片寄先生の方から17日、これは猪名川の「イナ」という字で猪名川の日ということを決めまして、そこに「いいな、いいな」の7を入れまして、7月17日に全員で清掃をしようということで今動いております。5月23日に、この対話集会の参加者全員に対しまして実行委員会になっていただこうということで、5月23日に開催をする予定にしております。その結果をもちまして、7月17日に猪名川流域においてクリーンアップ行動日をとっていただくということになっております。

この中で、今、会場等に来ていただきましたのは大体70名前後でございますが、年代的に見ますと50代が大きく、あと40代、60代で大半を占めているという状況で、20代の方々が大変少ないというような結果が出ております。それと今後続けていくということにつきましても、ファシリテーターの片寄先生の方から、もう少しその方向性も含めまして今後検討していきたいと話を聞いております。

猪名川の利用実態につきましては以上でございます。

芦田委員長

これらにつきましては15日にまたやりますので、簡潔にひとつお願いします。

次に、木津川上流河川事務所。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川）

木津川上流の西川でございます。その後の、ページ数で申し上げますと37ページから木津川上流の結果を載せてございます。対話集会の結果につきましては、ファシリテーターの東京工業大学の桑子先生が取りまとめられたものを37ページと51ページにあり、前半が概要版でございます。51ページがもう少し具体的な、詳細な内容を入れております。

全体としましては、参加者全員が同じ土俵の中で参画する形で進められました。また1回目の開催ということもございまして、参加者の方が木津川についてどのようなお考えを持っておられるのか、あるいは対話集会そのものに対するご意見、あるいは川上ダムについてのご意見など、附箋を配付しまして、その附箋に記入をしていただいて、参加された方々全員がお互いの意見を共有し合うというようなことを中心にして対話集会在進められました。結果につきましては簡単にご報告いたしますが、参加者総数は180名程度でございました。それから、参加された方々にアンケートをお願いしました。その結果を40ページ以降に図で取りまとめしております。

それから42ページでございますが、対話集会に対するご意見を自由に書いていただきたいということで、書いていただいたものを羅列的にまとめたものが42ページ以降でございます。

それと45ページのところを見ていただきたいのですが、対話集会につきましてはワークショップ形式で実施いたしまして、4つのテーマを設定して、その4つのテーマごとに附箋に記入していた

だき、住民の方々のご意見をお聞きしたということでございます。1つは木津川の課題、それから2つ目が、どのようにすれば木津川がよくなるのか。3つ目が、対話集会を進める上で大切な点は何なのですかと。それで最後、4つ目がダムについての意見でございます。これらの結果につきましては48ページの方に取りまとめております。

時間も無いと思いますので、特にページ数で申し上げますと、50ページを見開いていただきますと、ダムについてのご意見が、そこに書かれておりますように何点かの項目がいただきました。

こういうことから、木津川上流におきまして今後の予定といたしまして、これらのご意見、あるいは今後対話集会の開催を予定しておりますので、そのような場でのご意見を踏まえまして、地域の方々にはわかりやすい情報の提供に努めていくということと、地域のご意見をお聞きしてまいりたいというように考えております。

次回の開催日は6月5日に決定しております。

以上でございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。それでは、琵琶湖河川事務所の方からお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。よろしくお願ひいたします。

琵琶湖河川事務所が実施いたしました対話討論会は2つございます。78ページから天ヶ瀬ダム再開発、82ページから丹生ダムというテーマで開催させていただいております。共通する内容もございますので、共通する項目についてはあわせてご報告させていただきたいと思いますが、どのように実施したかということと、住民の方々がどのような内容に関心を示したかということと、今後の方向性ということで整理しております。

79ページからがまず天ヶ瀬ダムでございますが、全部で4回実施しておりますが、そのうちの最初の3回は住民相互の対話討論会です。この対話討論会で得られた調査検討項目をファシリテーターの方が意見の構造として整理いたしまして、第4回目で河川管理者が調査検討項目ということで提示して、住民の方々に天ヶ瀬ダム再開発に関する調査検討項目について漏れがないかというチェックを行っていただき、このような形で開催させていただきました。

それで、対話討論会については、ファシリテーターの方のほかに、グループ構成という形で天ヶ瀬ダムについては2つのグループを構成いたしました。討論参加者については、継続参加と意見書の提出ということを中心として公募いたしまして、天ヶ瀬については全応募者18名で対話討論会を開催いたしました。第1回終了後、討論参加者の追加募集を行いまして、3名の方に応じていただきました。合計21名の登録で行いました。河川管理者としての参加でございますが、討論会を運営するために必要な情報を提供する係としてサポートを行いましたほか、第4回では、討論のテーブルの中に河川管理者が入りまして調査検討項目の説明を行いました。

80ページに参りまして、天ヶ瀬ダムの討論会の論点でございますが、今回、一連の4回の討論会を第1段階と位置づけまして、その論点は先ほども申しましたように、調査検討項目づくり、参加者の情報の共有、相互理解による共通の目標の設定という位置づけで実施させていただきました。運営については、基本的にはファシリテーターの方のご意見を尊重いたしました。紹介がくれま

したが、ファシリテーターの方は関西総合研究所の久保田様にお願いいたしました。天ヶ瀬ダムにつきましては、久保田様のご発案で、できるだけ心をほぐした参加ということに力を注ぎました。80ページの真ん中あたりに丸番号で書いてございますように、自己紹介シート、注意事項ボード、旗揚げアンケート、それから隣の人と握手を行ったり、また討論を行った後にふりかえりシートという形でいろいろ工夫をしていただきました。

81ページに、この討論参加者の方々からいただいた主なご意見ということで、関心を示された事項を8項目掲げてございます。琵琶湖沿岸被害の実態・発生メカニズムについてや被害の軽減対策について、総合開発の効果、分流案、天ヶ瀬ダムの安全性、琵琶湖の環境問題、宇治川掘削、淀川流域全体からの討論会参加の必要性について、非常に幅広くご意見をいただきました。

最後にありますが、今後の方向性でございます。第2段階の討論会という形で位置づけてございますが、河川管理者が天ヶ瀬ダム再開発についての調査検討結果を示して、ダム再開発の必要についてご討議いただく予定としてございます。

次のページ、82ページ目からが丹生ダムに関係することでございます。方法としては共通いたしますので省略させていただきますが、相違点といたしましては、こちらの方は、まずファシリテーターが近畿大学の久様。それから、グループを3つ構成いたしまして、それぞれサブグループのファシリテーターの方をお願いしております。人数は全員で26名でございます。こちらも同様に第1回終了時点で討論参加者の追加募集を行いました。残念ながら追加の方はお見えになりませんでした。

84ページになりますが、こちらの方での主なご意見でございますが、 から にごございますように、総合的な治水対策をいかに進めるか、自然環境を保全して瀬切れをいかに解消するか、利水機能をどうとらえるか、ダム建設の影響、地域の振興をいかに図るか、そして関係機関による調整場の設定が必要と、こういった項目についてご意見が多く出されております。やはり今後の方向性といたしましては、第2段階の討論会として、同様に調査検討結果を示して、ダム計画の方針について討議いただく会を予定してございます。

以上がご報告です。実は次の86ページにペーパーがございますが、これは事務局のミスで余分な資料がついてございますので削除をお願いいたします。失礼いたしました。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

芦田委員長

それでは次ですが、琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクトを国家プロジェクトとして取り上げているわけでございますが、これは流域委員会のこの議論と非常にかかわりが深いものでございます。資料6にございますが、これにつきまして簡単に、河川環境課長さんからお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課長の豊口でございます。資料6に「『琵琶湖・淀川流域圏の再生』第1回協議会」という資料がございます。

この協議会は、河川整備計画そのものを議論する場ということではございませんが、河川整備計画の策定あるいはその進捗というところに大いに関係するところでございますので、この場を借り

てご紹介させていただきたいと思います。

この資料の1枚目でございますとおり、4月22日に第1回の協議会ということで、この都市再生プロジェクトのための協議会が立ち上がっているところでございます。この資料の2枚目の右肩に平成15年11月28日というように書いてありますが、内閣府の都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト、国家レベルでいうと第6次決定ということになります。都市再生プロジェクトとして認知されました。

その内容といたしましては、今のところはまだ骨格だけで、これから内容を詰めていくというものでございますが、3枚目、一番下にページ数で1と書いているところですが、(1)、(2)、(3)という形で書いてありますが、ヨシ原やワンドといった生態系・景観の保全・再生といった内容であるとか、あるいは歴史的な蓄積というようなこと、あるいは沿川のまちづくりとの一体的な整備といった視点、あるいは(3)のところでは、流域の交流・連携。こういった視点を重視して都市再生を図っていくというような内容で、都市再生プロジェクトとして認知されているところでございます。

また、ページをめくっていただきますと、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会設置要綱というものがございます。もう1枚めくっていただきますと、この設置要綱のメンバーが書いてございます。我々国土交通省のほか、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、環境省といった国の機関、その他には三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県といった琵琶湖・淀川流域にかかわる6府県と、あとは、京都市、大阪市、天津市といった市にも入っていただいているところでございます。こういった我々の河川整備計画の中におきましては各関係機関との連携を図っていく。あるいは先ほどのご意見の中でも、指定区間の整備計画とどういように整合を図っていくのだというようなご議論もなされていたところですが、府県の土木関係の部長さん方にも委員になっていただいています。そういった意味での整合を図っていく場、あるいは各関係機関に入っていただいていますので、各種施策を連携して実施していくことを実現していく上での意見交換の場としても活用していきたいと思っています。こういった取り組みがなされているということを、この場を借りて簡単ながらご紹介させていただきました。

ありがとうございます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

これは、河川整備計画あるいは我々が議論している流域委員会の議論と非常に重複するというか、それを受けているような感じになって、我々がそれを非常にリードしていているのではないかと感じるわけでございます。非常に関係が深いと思います。時々状況を説明していただくとありがたいと思います。

それでは、今後のスケジュールでございます。資料7でございますが、庶務の方から説明願います。

庶務（富士総合研究所 鈴木）

[省略：資料7の説明]

以上でございます。

芦田委員長

30回の委員会の議題でございますが、まだ運営会議も開催しておりませんし、決めてはおりませんが、調査中のダムの調査結果を逐次出していただきたいと思うので、できましたらこの30回ときに最初の成果報告として出してもらおうということを期待しております。その後、少なくとも毎月1回はやりたいと思います。それをもとに、各調査継続中のものの成果を報告していただいて議論するということにしたいと思います。同時に、先ほども出ましたように、流域委員会の規約の改正、次年度以降の新しい流域委員会の構成をどうしていくかというようなこと、あるいは今日説明がありました基礎案についての意見も継続審議ということになっておりますので、そのようなものを取り上げたいと思います。よろしくお願いします。

芦田委員長

それでは、大変お待たせしました。これから一般の方のご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者(岡)

大阪自然環境保全協会の岡と申します。きょうの新しい基礎案で1点、当局の方の認識に非常に強い疑問を感じたところがありました。先ほども出てきましたが、比較表の1ページのアンダーラインが引いているところの最後の7行目ぐらいです。「近畿地方整備局では」という文章がありまして、「流域委員会からの提言、ならびに住民や自治体からの意見を踏まえて」とあります。それからまたさらに、アンダーラインの一番最後にも「意見を踏まえて」という表現があるのですが、踏まえてというと、やはりかなりそれを土台にしてそこから抽出してこういった基礎案を策定していたという印象を受けます。特にダムの問題で、以前からの第1稿や基礎原案からのダムは有効であるという表現を今回もそのまま使ってこられていて、こういったものは、ほとんど住民の意見あるいは流域委員会の中のかなりの部分の意見といったところからはかけ離れたところであって、こういったものをここで委員会の意見あるいは住民などの意見を踏まえてといったことで認識されていたら、大きな間違いだと思うのです。そういったところでずれがありますので、今後、流域委員会の方でも強いチェックをしていただきたいと思います。

以上です。

芦田委員長

そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

傍聴者(野村)

ご苦労様です。関西のダムと水道を考える会の野村でございます。4点ございますので簡潔に申し上げます。

1つは、きょうの基礎案の中で69ページでございます。下の方に4.7.3としまして事業中の各ダムの方針というのがありますが、ここに、「丹生ダム、余野川ダムについては早期に調査検討を行い、状況を適宜公表する」とあります。しかし、これは、今までは1、2年かけて調査検討するということだったと思います。それが今日の基礎案では「早期に」となっております。しかし、問題の性格上からしましたら決して急ぐことではなくて、最低でも2年はかけてじっくり調査検討していただきたいと思います。

もう1点でございますが、17ページから18ページにかけてでございます。17ページの下に4.2.2の水位というのがございまして、その次のページに入って上から2行目から読ませていただきますと、「河川の水位変動や攪乱の増大を図ることや、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討するとともに、新たな施設による容量確保を検討する」とあります。この新たな施設による容量確保というものは恐らくダムのことを意味していると思います。特に琵琶湖についていえば、丹生ダムあるいは大戸川ダムのことを意味していると思います。しかし、以前にも申し上げたかと思いますが、特に、琵琶湖の急速な水位低下を抑制することにつきましては、ダムに頼るのではなくて、ダムというのはご承知のとおり環境破壊に非常に大きな影響を持つわけですから、環境という点から考えるのであれば、なおさらこれについては琵琶湖の水位操作を検討して、琵琶湖にできるだけ水をためるということを考えるのが筋ではないかというように思います。

あとの2点は私が今回出しました意見書の件で少し恐縮なのですが、参考資料-1に2つ出させていただいております。444-1をごらんいただきますと、大戸川ダムにつきまして、「日吉ダム利水振替えについての近畿地方整備局の回答」というのを出させていただいております。ご記憶かと思いますが、私どもは、この流域委員会の意見書にも述べられておりましたことですが、日吉ダムの利水容量を大戸川ダムに持ってくるということは非常に無理があるということについて調査しました。流域面積が倍も違うとか降水量もかなり違うというようなことがありまして、やはりこれは無理ではないかという意見書を出しましたところ、回答をいただきまして、私たちの主張を認める内容になっているということでございますので、ぜひお読みいただきたいと思います。ですから、私どもは、この大戸川ダムの環境改善容量、日吉ダムからの振替えについては、つぶれたもの、ボツになったものというように考えております。

最後でございますが、446-1をごらんいただきたいのですが、「(丹生ダム・大戸川ダム)『京都府』も撤退表明を!」というように題しまして意見を書かせていただいております。以前にも申し上げたのですが、京都府営水道です。京都府はいまだに丹生ダム、大戸川ダムからの撤退表明をしておりません。しかし、よく調べますとトータルでも水利権を余らせております。今回もう少し詳しく調べてみたのですが、宇治浄水場においては確かに水利権不足がございまして、宇治川からの水利権が不足しておりますので、丹生ダム、大戸川ダム、それから天ヶ瀬ダム再開発、これからの暫定水利権でしのいでいるという事実は確かにございます。

しかし、これに対しまして京都府はもう既に対応を始めておまして、いわゆる統合水運用と称しまして、ネットワークですね。余っております木津川浄水場の水を宇治浄水場系統につなぐとしております。これはもう既に実現しておまして実施されております。それから、もう1つ余っております乙訓浄水場の水を宇治川浄水場系に持っていくとですが、これは既に今鋭意工事中でございまして、平成22年には全体が運用開始になるということになっております。その暁には丹生ダム、大戸川ダムは全く不要になることは明らかでございますので、この際、撤退表明をしていただきたいというように思っておりまして、この意見書につきましては、私どもから京都府営水道の方にも質問書として出させていただいております。

以上でございます。

芦田委員長

ただいまのご意見ですが、まだ工事中のものにつきましてはこれから調査結果が出てくるわけですから。それについては前回流域委員会が出した意見書に従って十分検討するというところでございますので、ご了承願います。

傍聴者(浅野)

月ヶ瀬憲章の会の浅野です。43ページの治水・防災5章の中の(2)の浸水被害の軽減ですね。上からいうと11行目に、「浸水被害の解消・軽減を目指す」というようになっております。これは、これまでの委員会の指摘に基づいて、浸水被害の軽減、すなわち狭窄部上流の浸水被害の軽減というように基礎原案が基礎案で訂正されたわけです。これは、解消ということはとてもではないができないという趣旨を河川管理者も十分理解しておられると思いますが、そのような観点で、その以降の狭窄部上流の浸水被害の軽減が、すべての狭窄部でのそのような浸水被害の軽減というように以下書かれておりますのに、この11行目だけ「浸水被害の解消・軽減を目指す」となっております。これは解消を消すべきではないでしょうか。

以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

河川調査官の児玉です。

ここは私どもの修正の漏れでございます。大変失礼いたしました。

芦田委員長

ご指摘のとおりでございます。

傍聴者(増田)

箕面から参りました増田京子です。2点、質問といいますか要望も含めてさせていただきたいと思っております。

まず1点目です。これは今日、本多委員も発言されていたかと思いますが、基礎案の1ページ目に書かれた部分で、本多委員が、住民にもこのような部分を十分説明する必要があるのではないかとおっしゃっていましたが、私は議員をしており、議員にも配られました。猪名川総合事務所がニュースとして「ムラチュウだより」というのを出されております。今配っていただいているものですが、住民対話討論会の報告をこの「ムラチュウだより」にしています。38号と39号が出されました。

私は今回も住民対話討論会に参加したのですが、地元、余野川ダムですので止々呂美の方が来られました。私は議員として議会で、止々呂美の方にこの流域委員会のことをどのように報告しているのか、それからまた、説明しているのかということは何度も言いましたが、市は、それは猪名川のすることだとか近畿地方整備局のすることだということで、どのような説明をしているかというのについて私は十分把握できませんでした。今回、住民対話討論会の説明という報告が、この「ムラチュウだより」に1回目、2回目というものが出されました。

その内容を少し読んでいただけたらと思います。特に39号の方ですが、第2回住民対話討論会を開催とあります。これはどのようなところに配るのかとお聞きしましたら、地元の方、止々呂美

の方たちに配るとの回答でした。しかし、これは近畿地方整備局発行です。その内容がこのように確かに止々呂美の方に配られるものかもわかりませんが、止々呂美の方が言われたことだけを載せています。そして、ダムは必要なのだと、この地域には必要なのだということだけを強調して載せられています。そしてまた39号の裏、「しっかりしてや!!流域委員会」でも、地元のことをしっかりと発言してきましたということしか書かれてないのです。

私は同じ箕面市民として、これは情報の提供のあり方としてすごく不公平ではないかと感じました。特に、これは止々呂美の人たちが、本当にダムは必要なのだ、これでいけるのだというようにしてってしまうのではないかなということを感じました。やはり情報の提供というのはきちりしなければいけないと思います。ファシリテーターの方が2月ごろにまとめてくださったことを私たちはいただいているのですが、やはりファシリテーターの方がまとめられたようなことを地域の住民の方にもきちりと届けることが必要なのではないかと思います。

これを見ていて思いましたのが、今回、河川法が変わってこのような流域委員会が国の指導のもとに設置されていることを、地元の方たち、特にダムが必要だと思われる方たちにどのように説明してきたのかということです。これは委員会の方が説明するのではなくて、私は、国、国土交通省が説明しなければいけないと思います。そのようなことがきちりなされなければ、今ここで皆さんが議論されていることも届かない声になってしまうのではないかなということを感じました。これは猪名総が地域に配られている会報なのですが、ほかの地域でどのようなことが配られているかについては私は把握していませんので、その辺りのことも含めて、情報の提供のあり方、住民への説明のあり方ということ、やはり委員会としてもチェックしていただければと思いました。

もう1点、69ページです。今も言われましたが、この余野川ダムにおいては、委員会の意見書、提言が出てから、もう1つ工事用の道路がつくられてしまいました。ここにも書かれてありますが、生活に必要な道路や防災上途中でとめることが不適当な工事以外はしないという提言も出されたにもかかわらず、工事用道路が2003年度、この3月末にできあがってしまいました。そして、それは箕面の市道を一部閉鎖して完全に工事用道路としてできているという現状であります。これからまだまだ流域委員会が検討というか、その調査、精査に関しても意見を言われるということですが、今の現状というものもしっかりと見ていただきたいし、私たち住民に、一般住民だけではなくて、地域の人たちにどのような説明をされているのかということもきちりとチェックしていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

芦田委員長

どうもありがとうございました。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

河川管理者の猪名総の田村です。今の発言に対して私も少し発言をさせていただきたいと思いません。

「ムラチュウだより」は地元止々呂美だけに限定して、止々呂美の方がどんなことを言ってきたかや、どういうことを考えているかということに限定したニュースということを出させていただいています。そのような観点からいきますと、中身につきましては、止々呂美の方の内容が主になる

ということは事実であります。ほかのいろいろな「ムラチュウだより」もすべてそのような観点で出しております。ただ、私どもの配慮が少し足りなかったというのは、この「ムラチュウだより」は地元止々呂美以外に一部出したというところがあります。誤解を招くところがあったかもしれません。

ただ、この住民対話討論会の内容につきましては、今、討論会の人たちにチェックをしていただいております。それが済めばすべて公開するというような形をとりますので、内容についてはそちらを見ていただくというような形を出していきたいと思っています。そのような意味で、この「ムラチュウだより」は限定版ということでご理解いただいたらよいと思います。

それから、工事中の道路につきましても、市道拡幅なのですが、途中で工事をやめると谷部でとまるということになりますので非常に危険になるということで、そのような意味で、最後まで安全な形になるまで工事を進めさせていただいたということが実情であります。今発言されていた中身とは違うということを申し上げておきます。

芦田委員長

そのほか。時間は少し過ぎていますが。

傍聴者(藪田)

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。

43ページのところですが、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減の 宇治川のところで、私たちは宇治川の塔の島地区の河道掘削はとんでもないことだということでこの間、言い続けてきました。それを受けてこの前の流域委員会の意見書では、河川掘削を極力少なくせよ、あるいは現状保存を前提に検討しなさいという意見が出されたのですが、今日の基礎案は全くこれを無視して、従来どおり宇治川の河道掘削を行うというようになっています。私たちは、この内容を見て非常に怒りを覚えざるを得ない状況です。

前回も言っていますが、宇治川の塔の島地区という場所は宇治市のシンボル景観に指定されました。その中でこれを掘削するというのはとんでもない話だと思っています。さらに私たちは意見を上げたいと思いますが、流域委員会の方でも、流域委員会が意見書で出された意見が全く無視されている点についてはチェックをかけていただいて、今後改善を求めるという努力を行っていただきたい、このように思います。

芦田委員長

今の件につきましては、今後の検討課題ということで我々は考えております。十分検討したいと思っています。

まだご意見はございますでしょうか、少し時間も過ぎておりますので、これで閉会したいと思います。庶務、何かございますか。

庶務(富士総合研究所 中島)

いえ、特にございません。

芦田委員長

それでは、長時間どうもありがとうございました。これで委員会を閉会いたします。

庶務（富士総合研究所 中島）

それでは、これにて淀川水系流域委員会第29回委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上